



目 次		ページ
告 示		
○牛のヨーネ病の発生	(畜産振興課)	1
○保安林の解除予定の通知	(治山林道課)	1
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示(6件)	( 〃 )	1
○公共測量の終了の通知	(用地対策課)	3
入札公告		
○一般競争入札(高知県警察本部交通管制システム上位装置の借入れ)の公告(警察本部装備施設課)		4

-----  
告 示  
-----

**高知県告示第391号**  
牛のヨーネ病が発生したので、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第4項の規定により次のとおり告示する。  
平成30年5月8日  
高知県知事 尾崎 正直

患畜

発生頭数	発生場所又は区域	発生年月日	処 分
1頭	高知市	平成30年4月19日	殺処分

**高知県告示第392号**  
農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。  
平成30年5月8日  
高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所  
高岡郡四万十町折合字ヤフノヲ114の28から114の30まで
- 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 解除の理由  
道路用地とするため

**高知県告示第393号**

平成30年1月高知県告示第7号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を関係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。  
平成30年5月8日  
高知県知事 尾崎 正直

- 所在不明の森林所有者
  - 登記簿記載の住所  
高知市福井東町11番13号  
イ 氏名  
今橋 一訓
  - 登記簿記載の住所  
高岡郡樺原町田野々1074番地1  
イ 氏名  
中越 繁政
  - 登記簿記載の住所  
愛媛県東宇和郡城川川町大字川津南3番耕地198番地2  
イ 氏名  
吉門 榮
  - 登記簿記載の住所  
高岡郡窪川町中津川946番地  
イ 氏名  
宮地 長門
  - 登記簿記載の住所  
高岡郡松葉川村中津川785番地  
イ 氏名  
輝平 勝太郎
  - 登記簿記載の住所  
高岡郡松葉川村中津川25番屋敷  
イ 氏名  
広田 助次
  - 登記簿記載の住所  
幡多郡大正町瀬里274番地9  
イ 氏名  
坂本 次男
  - 登記簿記載の住所  
幡多郡十和村地吉514番地  
イ 氏名  
森 清子

2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨  
(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
次に掲げる告示(重要流域(平成29年3月農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。))に係るものに限

る。)で定めるところによる。  
昭和61年5月農林水産省告示第783号  
(2) 変更後の指定施業要件  
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

**高知県告示第394号**  
平成30年1月高知県告示第9号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を関係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。  
平成30年5月8日  
高知県知事 尾崎 正直

- 所在不明の森林所有者
  - 登記簿記載の住所  
高知市葛島四丁目4番3号  
イ 氏名  
石田 安弘
  - 登記簿記載の住所  
土佐郡土佐村南川1245番地  
イ 氏名  
石田 芳子
  - 登記簿記載の住所  
土佐郡地蔵寺村東石原1432番ロ号地  
イ 氏名  
西川 秀吉
  - 登記簿記載の住所  
高知市役知町3番12号  
イ 氏名  
小松 弘典
  - 登記簿記載の住所  
長岡郡吉野村瓜生野  
イ 氏名  
川口 忠

2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨  
(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和62年1月農林水産省告示第95号  
(2) 変更後の指定施業要件  
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

**高知県告示第395号**  
平成30年1月高知県告示第11号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林

法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定  
 施業要件を変更する予定の通知の内容を宿毛市役所に掲示すると  
 ともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成30年5月8日

高知県知事 尾崎 正直

1 所在不明の森林所有者

- (1)ア 登記簿記載の住所  
 大分県東国東郡安岐町下原1338番地

イ 氏名  
 高橋 静夫

- (2)ア 登記簿記載の住所  
 愛媛県喜多郡内子町寺村270番地7

イ 氏名  
 森本 英章

- (3)ア 登記簿記載の住所  
 大阪府河内長野市岩瀬239番地325

イ 氏名  
 浦尻 典一

2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保  
 安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。  
 昭和62年7月農林水産省告示第923号

- (2) 変更後の指定施業要件  
 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・  
 期間及び樹種について

**高知県告示第396号**

平成30年1月高知県告示第17号で告示した指定施業要件の変更  
 予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林  
 法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定  
 施業要件を変更する予定の通知の内容を仁淀川町役場に掲示する  
 とともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成30年5月8日

高知県知事 尾崎 正直

1 所在不明の森林所有者

- (1)ア 登記簿記載の住所  
 吾川郡仁淀川町宮ヶ平2番地

イ 氏名  
 高平 清志

- (2)ア 登記簿記載の住所  
 高知市長浜5330番地11

イ 氏名  
 伊藤 藤富

- (3)ア 登記簿記載の住所  
 吾川郡池川町大屋845番地

- イ 氏名  
 伊藤 信子  
 (4)ア 登記簿記載の住所  
 吾川郡池川町椿山299番地

- イ 氏名  
 半場 幸一  
 (5)ア 登記簿記載の住所  
 高知市神田1143番地33

- イ 氏名  
 中西 稔  
 (6)ア 登記簿記載の住所  
 吾川郡池川町椿山486番地

- イ 氏名  
 山中 一雄  
 (7)ア 登記簿記載の住所  
 大阪府堺市南花田町73番地

- イ 氏名  
 野地 達雄  
 (8)ア 登記簿記載の住所  
 吾川郡池川町椿山450番地

- イ 氏名  
 中内 正恵  
 (9)ア 登記簿記載の住所  
 高知市薊野1334番地7 沢田マンション4階87号

- イ 氏名  
 平野 都子  
 (10)ア 登記簿記載の住所  
 愛媛県新居浜市角野2865番地1

- イ 氏名  
 山中 義明  
 (11)ア 登記簿記載の住所  
 愛媛県越智郡大西町大字紺原甲1223番地1

- イ 氏名  
 中内 富男  
 (12)ア 登記簿記載の住所  
 愛媛県越智郡大西町大字新田甲1037番地

- イ 氏名  
 中内 富男  
 (13)ア 登記簿記載の住所  
 高知市梅ノ辻12番1号

- イ 氏名  
 味元 千代美  
 (14)ア 登記簿記載の住所  
 高知市梅ノ辻12番1号

イ 氏名

- 味元 良子  
 (15)ア 登記簿記載の住所  
 高知市長尾山町13番地  
 イ 氏名  
 中内 正恵  
 (16)ア 登記簿記載の住所  
 高知市朝倉戊937番地49  
 イ 氏名  
 平野 敏恵  
 (17)ア 登記簿記載の住所  
 吾川郡仁淀川町大屋845番地  
 イ 氏名  
 伊藤 信子  
 (18)ア 登記簿記載の住所  
 高知市一宮西町二丁目8番7号 ベルコートナカオ  
 102号  
 イ 氏名  
 平野 都子

2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保  
 安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。  
 平成元年1月農林水産省告示第53号

- (2) 変更後の指定施業要件  
 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・  
 期間及び樹種について

**高知県告示第397号**

平成30年3月高知県告示第151号で告示した指定施業要件の変  
 更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森  
 林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指  
 定施業要件を変更する予定の通知の内容を関係町役場に掲示する  
 とともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成30年5月8日

高知県知事 尾崎 正直

1 所在不明の森林所有者

- (1)ア 登記簿記載の住所  
 長岡郡本山町上関77番屋敷

イ 氏名  
 門脇 吉次

- (2)ア 登記簿記載の住所  
 長岡郡本山町上関

イ 氏名  
 溜井 與吉

- (3)ア 登記簿記載の住所  
 長岡郡本山町上関57番屋敷

<p>イ 氏名 宮中 覺次 (4)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町上関63番屋敷</p> <p>イ 氏名 溜井 重次 (5)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町上関64番屋敷</p> <p>イ 氏名 眞辺 柳八 (6)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町上関甲789番地</p> <p>イ 氏名 溜井 貞次 (7)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町上関甲859番地</p> <p>イ 氏名 宮中 千代次 (8)ア 登記簿記載の住所 香美郡土佐山田町入野104番地</p> <p>イ 氏名 井上 正利 (9)ア 登記簿記載の住所 高知市鴨部1135番地7</p> <p>イ 氏名 細川 稔和 (10)ア 登記簿記載の住所 長岡郡大杉村立川下名252番地</p> <p>イ 氏名 村上 正茂 (11)ア 登記簿記載の住所 長岡郡大豊町杉767番地</p> <p>イ 氏名 川井 末広 (12)ア 登記簿記載の住所 長岡郡大豊町立川上名1768番地</p> <p>イ 氏名 天神宮 (13)ア 登記簿記載の住所 長岡郡大豊町立川下名498番地</p> <p>イ 氏名 前野 種雄 (14)ア 登記簿記載の住所 長岡郡西豊永村寺内680番地</p> <p>イ 氏名</p>	<p>中西 重吾 (15)ア 登記簿記載の住所 長岡郡大豊村桃原147番地</p> <p>イ 氏名 上村 安岡 (16)ア 登記簿記載の住所 長岡郡大杉村立川下名252番地</p> <p>イ 氏名 村上 竹次</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和60年2月農林水産省告示第185号 (2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について <b>高知県告示第398号</b> 平成30年3月高知県告示第156号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を宿毛市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成30年5月8日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 宿毛市宿毛4411番地1</p> <p>イ 氏名 美濃部 章一 (2)ア 登記簿記載の住所 宿毛市宿毛1010番地</p> <p>イ 氏名 黒岩 勇 (3)ア 登記簿記載の住所 宿毛市宿毛4456番地</p> <p>イ 氏名 柏原 匠 (4)ア 登記簿記載の住所 宿毛市宿毛4440番地</p> <p>イ 氏名 田村 林三 (5)ア 登記簿記載の住所 中村市岩崎町2247番地1</p> <p>イ 氏名</p>	<p>柏原 栄 (6)ア 登記簿記載の住所 宿毛市宿毛3144番地</p> <p>イ 氏名 田村 梅野 (7)ア 登記簿記載の住所 宿毛市宿毛4276番地</p> <p>イ 氏名 谷本 雛 (8)ア 登記簿記載の住所 宿毛市宿毛2956番地</p> <p>イ 氏名 中山 光雄 (9)ア 登記簿記載の住所 宿毛市宿毛4661番地</p> <p>イ 氏名 生田 行信 (10)ア 登記簿記載の住所 宿毛市宿毛2823番2号地</p> <p>イ 氏名 西村 利彦 (11)ア 登記簿記載の住所 宿毛市中央五丁目4番32号</p> <p>イ 氏名 西村 セツ (12)ア 登記簿記載の住所 宿毛市宿毛4634番地2</p> <p>イ 氏名 野村 勝男</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和60年8月農林水産省告示第1205号 (2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について <b>高知県告示第399号</b> 国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から平成29年10月高知県告示第667号(公共測量の実施の通知)で告示した公共測量が平成30年1月15日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 平成30年5月8日 高知県知事 尾崎 正直</p>
---	---	---

-----  
入 札 公 告  
-----

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成30年5月8日

高知県警察本部長 小柳 誠二

1 入札に付する事項

(1) 借入物品の名称及び数量

高知県警察本部交通管制システム上位装置 一式

(2) 借入物品の特質等

入札説明書による。

(3) 借入物品の借入期間

平成31年3月1日から平成36年2月29日まで

(4) 借入物品の借入場所

高知県警察本部交通部交通規制課交通管制センター

(5) 入札方法

ア 入札金額は、この入札公告に示した借入物品の借入期間の賃貸借料の月額を入札書に記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 高知県における「平成30～32年度競争入札参加資格者登録名簿(物品購入等関係)」に登録されている者であること。

(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第638号)に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成30年度から平成32年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等(平成29年9月高知県告示第657号。以下「告示」という。)第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定

により入札参加資格の取消しを受けていない者であること及び告示第1の2の(9)に該当しない者であること。

(5) 入札説明書に示した借入物品の要求仕様に合致した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明し、かつ、契約を完全に履行する業務の実施体制及び能力を備えている者であること。

(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-8544

高知市丸ノ内二丁目4-30

高知県警察本部警務部装備施設課管財係

電話番号088-826-0110(内線2264)

(2) 入札説明書の交付方法

平成30年5月8日(火)から同年6月4日(月)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の間に(1)の交付場所で交付する。

(3) 入札事前説明会の日時及び場所

ア 日時

平成30年5月29日(火)午後2時

イ 場所

高知市丸ノ内二丁目4-30 高知県警察本部4階 403会議室

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成30年6月15日(金)午前11時

郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成30年6月13日(水)午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。

イ 場所

高知市丸ノ内二丁目4-30 高知県警察本部4階 403会議室

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。)第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。

(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示

した借入物品の機能等証明書及び借入物品を納入することができることを証明する書類を平成30年6月4日午後5時までに3の(1)の交付場所に提出しなければならない。また、開札の日までの間において、高知県警察本部長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法等

規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 契約書作成の要否

要

(8) 資格審査に関する事項

2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成30年5月24日(木)午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口

3の(1)に同じ。

(10) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:  
Traffic Control system Central Computer 1 set

(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Monday 4 June 2018

(3) Date and time for tender (by hand): 11:00 A.M. on

Friday 15 June 2018

- (4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive by 5:00 P.M. on Wednesday 13 June 2018
- (5) Contact: Equipments and Facilities Division, Department of Police Administration, Kochi Prefectural Police Headquarters, 2-4-30 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8544 Japan  
Tel: 088-826-0110 (ext. 2264)
- (6) Others: As in the tender documentation